11/20
福井

ケアプラン作成 有料化先送りへ

介護保険

政府は19日、高齢者が介護保険サービスを利用する際に必要な「ケアプラン」（介護計画）の有料化を介護保険制度の改正案に盛り込まず、先送りする方向で調整に入った。介護費の膨張を抑えるため議論している制度見直しの焦点となっていたが、一律に自己負担を求めることに与党内から慎重論が相次いだため判断した。

介護保険制度は3年に1度見直している。政府は年末までに内容を決定し、来年の通常国会に関連法案を提出する。

ケアマネジャーがケアプランを作成する場合、誰もが公平にサービスを受けられるよう自己負担はない。費用は介護が必要な度合いによって異なり、保険料や税金で賄われる。2019年度の介護費は11・7兆円に上り、介護保険制度が始まった00年の3倍に増加。高齢化の進行でさらなる膨張が見込まれ、財務省は抑制手段の一つとして有料化を求めている。

ケアプラン作成などの費用は高額なケースでは1人当たり月約1万4千円かかる。有料化で仮に自己負担1割になると、利用者は月1400円程度を支払う必要がある。利用者や関係団体は「年金暮らしの高齢者が支出できるお金は限られている」と反対している。

介護保険制度改正に向けた主な論点

- ケアプラン作成を有料に➡ 先送り
- 自己負担2割の対象者拡大
- 要介護1、2の人の生活援助サービスを市区町村に移行
- 自己負担の月額上限引き上げ